

議案第60号

渋川市立津久田小学校永井基金条例を次のように制定する。

令和8年6月11日提出

渋川市長 星 名 建 市

渋川市立津久田小学校永井基金条例

(設置)

第1条 渋川市立津久田小学校の教育環境を充実させるため、渋川市立津久田小学校永井基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金の額)

第2条 基金の額は、3,512万9,486円とする。

2 市長は、必要があると認めるときは、予算の定めるところにより基金に追加して積立てをすることができる。

3 前項の規定により積立てが行われたときの基金の額は、積立額相当額増加するものとする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用収益の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上し第1条に規定する目的の財源に充てるものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、基金事業の実施に必要な財源に充てる場合に限り処分することができる。

2 前項の規定により処分が行われたときの基金の額は、処分額相当額減少するものとする。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

渋川市立津久田小学校の教育環境の充実に資するため、渋川市立津久田小学校永井基金を設置しようとするものである。